

議案第19号

令和7年度に北九州市立中学校等で使用する教科用図書の採択について

令和7年度に北九州市立中学校等で使用する教科用図書を次のとおり定める。

令和6年7月18日提出

北九州市教育委員会

教育長 田島 裕美

提案理由 令和7年度に北九州市立中学校等で使用する教科用図書の採択について、北九州市立小中学校等管理規則第10条第1項及び第11条第1項の規定に基づき、この案を提出する。

令和7年度に北九州市立中学校等で使用する教科用図書の採択について(案)

種 目	発 行 者
国 語	光村図書出版
書 写	光村図書出版
社会(地理的分野)	帝国書院
社会(歴史的分野)	日本文教出版
社会(公民的分野)	教育出版
地 図	帝国書院
数 学	新興出版社啓林館
理 科	新興出版社啓林館
音楽(一般)	教育芸術社
音楽(器楽合奏)	教育芸術社
美 術	光村図書出版
技術・家庭(技術分野)	開隆堂出版
技術・家庭(家庭分野)	東京書籍
保健体育	Gakken
英 語	光村図書出版
道 徳	日本文教出版

議案第 19 号についての資料

資料 1

「北九州市立小中学校等管理規則」【抜粋】

資料 2

「令和 7 年度に北九州市立中学校等で使用する教科用図書の採択の経過」

資料 3

「令和 7 年度使用中学校教科用図書採択案理由」

資料 4

「2025 年度（令和 7 年度）に北九州市立義務教育諸学校において使用する教科用図書採択方針」

資料 5

「教科書展示会における来会者数及び市民の意見数、市民の意見」

資料 6（別冊）

「令和 7 年度使用中学校教科用図書 発行者別調査研究報告書」

○ 北九州市立小中学校等管理規則【抜粋】

(教材の定義)

第10条 この規則で「教材」とは次に掲げるものをいう。

- (1) 文部科学大臣の検定を経た教科用図書、文部科学省が著作の名義を有する教科用図書及び学校教育法(昭和22年法律第26号)附則第9条に規定する教科用図書(以下これらを「教科用図書」という。)
- (2) 学校の教育活動のために使用する教科用図書以外の図書その他の教材(以下「教科用図書以外の教材」という。)

(教材の選定)

第11条 教科用図書の採択は、教育委員会が行う。

2 教科用図書以外の教材の選定は別に定める基準により校長が行う。

令和7年度に北九州市立中学校等で使用する教科用図書の採択の経過

月 日	内 容
5月9日(木) 【教育委員会会議】	○ 議案 ・令和7年度使用教科用図書の採択基準及び選定資料、採択方針について
5月23日(木)	○ 採択方針を各学校へ通達
5月29日(水)	○ 第一回教科用図書選定会議(専門調査研究部会・総括部会)
6月14日(金) ～7月3日(水)	○ 教科用図書展示会
7月 1日(月) 2日(火) 3日(水) 4日(木)	○ 第二回教科用図書選定会議(専門調査研究部会)
7月11日(木) 【教育委員会会議】	○ 協議 ・令和7年度使用中学校教科用図書の採択事務の進捗状況について
7月16日(火)	○ 第二回教科用図書選定会議(総括部会)
7月18日(木) 【教育委員会会議】	○ 議案 ・令和7年度に北九州市立中学校等で使用する教科用図書の採択について